水戸市介護サービス事業者業務管理体制確認検査要項を次のように定める。 令和3年4月1日

### 水戸市介護サービス事業者業務管理体制確認検査要項

(趣旨)

- 第1条 この要項は、水戸市が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第115条の33及び第115条の34並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針 (平成21年3月30日老発第0330077号厚生労働省老健局長通知。以下「検査指針」と いう。) に基づき、法に基づく指定事業者等(以下「介護サービス事業者」という。) に 対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項を定めることにより、 その的確かつ効果的な検査の実施及び均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。 (検査の対象)
- 第2条 この要項で定める検査の対象は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の全 てが水戸市内に所在する介護サービス事業者とする。

(検査体制)

第3条 検査は、国及び県と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な実施に努めるものと する。

(検査の種類)

- 第4条 検査は、次に定める種別に応じ、検査指針を踏まえて実施するものとする。
  - (1) 一般検査 業務管理体制の整備及びその運用状況を確認するため、別紙1の手順により実施するものとする。
  - (2) 特別検査 指定事業所等の指定取消処分に相当する事案が発覚した場合に、別紙2の手順により実施するものとする。

(検査の体制)

- 第5条 検査の体制は、通常次のとおりとする。
  - (1) 一般検査
    - 一般検査は、介護保険課が行うものとする。ただし、必要に応じて福祉指導課と合同で行うものとする。
  - (2) 特別検査

特別検査は,介護保険課が行うものとする。ただし,事業所監査と合わせて福祉指導課と合同で行うものとする。

(検査の実施計画及び検査対象の選定)

- 第6条 検査の実施計画及び検査対象の選定は、通常次のとおりとする。
  - (1) 一般検査
    - 一般検査の実施計画は、毎年度当初に介護保険課が作成するものとする。対象の選定に当たっては、介護保険施設等実施指導及び監査の結果等を踏まえ、概ね6年に1回実施するものとする。
  - (2) 特別検査 指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

(検査の実施)

第7条 検査の通知及び実施方法については、次のとおりとする。

- (1) 検査通知 検査の実施に当たっては、検査対象となる介護サービス事業者に対し、あらかじめ様式第1号及び様式第2号により通知するものとする。ただし、立入検査を実施する場合において、あらかじめ通知したのでは当該介護サービス事業者の実態把握をすることができないと認められる場合は、立入検査時に文書により通知を行うことができるものとする。
- (2) 検査結果の通知 検査の結果,次条に規定する改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書によりその旨の通知を行うものとする。
- (3) 報告書の提出 介護サービス事業者に対して、前号の通知をした事項について、文書により報告を求めるものとする。

(行政上の措置等)

- 第8条 検査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の行政上の措置を とるものとする。
  - (1) 勧告 法第 115 条の 32 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って、業務管理体制が整備されていないことが認められた場合、当該介護サービス事業者に対し、様式第 3 号により勧告することができる。勧告を行った場合、当該介護サービス事業者から、期限内に様式第 4 号により勧告に係る措置の報告を求めるものとする。また、この勧告を受けた介護サービス事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
  - (2) 命令 前号の勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合、当該介護サービス事業者に対し、様式第5号により命令することができる。命令を行った場合、当該介護サービス事業者から、期限内に様式第6号により命令に係る措置の報告を求めるものとする。なお、命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(その他)

第9条 この要項に定める場合のほか、介護サービス事業者の業務管理体制確認検査に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

# 一般検査の手順

| 事項 (手順)   | 内 容  |
|-----------|--|
| 1 実施計画の策定 | ・介護保険サービス事業所等実地指導及び監査の結果等を踏まえ、概ね6年に1回実施するよう計画を策定する。              |
| 2 検査実施通知  | ・検査対象事業者へ検査実施を通知する。(実施の概ね1ヶ月前)                                   |
| 3 検査実施    |  |
| ① 報告を求める  | ・届出事項の内容について書類等の提出を求め確認するとともに、業務<br>管理体制全体の整備・運用状況を確認する。         |
| ② 運用状況聴取  | ・①で不備,不明瞭な場合,運用状況を聴取。状況に応じ,改善を求める。(改善報告書の提出)                     |
| ③ 事業者本部等へ |  |
| の立入検査     | ・②でも改善が見込まれない場合、立入検査を実施する。(役職員との                                 |
|           | 面談方式で運用実態を検証する。)   |
|           | ・本部等への立入検査実施後,個別事案の検証が必要と判断した場合は,<br>指定事業所等への立入検査を実施し,運用実態を検証する。 |
| 4 改善勧告の実施 | ・業務管理体制の不備が認められた場合,本部関与の違法行為が発覚し                                 |
|           | た場合等は、改善勧告文書を交付し、措置に係る対応について、期限を                                 |
|           | 付して報告を求める。(改善措置が不十分な場合は再検討を要請する。)                                |
| 5 改善命令の実施 | ・正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかった場合は、改善                                 |
|           | 命令文書を交付し、措置に係る対応について、期限を付して報告を求め                                 |
|           | る。(改善措置が不十分な場合は再検討を要請する。)  |
| 6 特別な措置   | ・改善命令に違反した場合、状況に応じて指定事業所等への立入検査を                                 |
|           | 実施し,運用実態を検証する。(3の③の時点で検証している場合はこ                                 |
|           | の限りではない。)  |
| 6 特別な措置   | 実施し、運用実態を検証する。(3の3の時点で検証している場合はこ                                 |

# 特別検査の手順

| 事項 (手順)    | 内 容   |
|------------|---|
| (報告の聴取等)   | (指定事業所等の指定取消処分相当事案が発覚した場合は,速やかに対<br>応する。)   |
| 1 立入検査実施通知 | ・検査対象事業者へ検査実施を通知する。(実効性の観点から通知していない場合は立入時に告知する。)  |
| 2 立入検査実施   | ・業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が、業務管理体制のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証する。<br>・指定事業所等の指定等取消処分相当事案に関し、事業者の組織的関与の有無を検証する。<br>・本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、他の指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証する。 |
| 3 改善勧告の実施  | ・改善勧告文書を交付し、措置に係る対応について、期限を付して報告を求める。(改善措置が不十分な場合は再検討を要請する。)  |
| 4 改善命令の実施  | ・正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかった場合は、改善命令文書を交付し、措置に係る対応について、期限を付して報告を求める。(改善措置が不十分な場合は再検討を要請する。)   |

様

水戸市長

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について(通知)

このことについて、介護保険法第 115 条の 33 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告願います。

記

- 1 提出書類
  - 届出事項の内容の確認ができる書類(業務管理体制の整備・運用状況に係る報告書)
    - ・業務管理体制の全体像 (方針策定,内部規程・組織体制の整備,評価改善活動の状況)
    - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
    - ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ※
    - ・業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)の実施状況及びその内容 ※ (※印は義務付けされている事業者のみ)
  - (注) 追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
- 2 書類の提出方法 郵送又は電子メールによる送付
- 3 提出期限

年月日()

4 提出先及び担当者

〒310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1

水戸市福祉部介護保険課管理係 担当:

電話:029-224-1111(内線:)

メールアドレス: kaigo. jigyousya@city. mito. lg. jp

様

### 水戸市長

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について(通知)

このことについて、介護保険法第 115 条の 33 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり実施しますので通知します。

記

1 立入検査を実施する日時及び場所

年 月 日()(法人名)本社(部) 内

2 検査担当者

水戸市福祉部介護保険課 担当: 水戸市福祉部福祉指導課 担当:

- 3 立入検査の内容
  - (1)業務管理体制の運用実態の検証に関すること(届出に関する書類等を基に役職員(経営に関し権限を有する役員,業務管理体制の整備に関する責任のある役職員)からの状況聴取)
  - (2) 指定事業所等の不正事案に関すること
- 4 準備する書類等
  - (1) 届出事項の内容について確認ができる書類
    - ・業務管理体制の全体像 (方針策定,内部規程・組織体制の整備,評価改善活動の状況)
    - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
    - ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ※
    - ・業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)の実施状況及びその内容 ※ (※印は義務付けされている事業者のみ)
  - (2) 不正事案発生の指定事業所等に関するもの
- (注)準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。また、 追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

様

### 水戸市長

#### 業務管理体制の整備について(勧告)

このことについて、介護保険法第 115条の 33 第 1 項の規定に基づき、 年 月 日に実施した検査の結果、介護保険法施行規則第 140条の 39 第 号に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第 115条の 34 第 1 項の規定により、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに勧告に従わなかった場合は、同条第2項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同第3項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

- 1 対象事業者名
- 2 勧告理由
- 3 勧告事項
- 4 改善期限 年月日()
- 5 報告書の提出
  - (1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

- (2) 提出期限 年 月 日()
- (3) 改善状況を確認するため、本社(本部)又は事業所等を訪問する場合があります。

問い合わせ先

水戸市福祉部介護保険課

電話:029-244-1111(内線:)

## 勧告事項改善報告書

年 月 日

水戸市長 様

事業者 名 称 代表者名

年 月 日付け 第 号により勧告のあった事項について、水戸市介護 サービス事業者業務管理体制確認検査要項第8条第1号の規定により次のとおり報告しま す。

| 数告事項<br>動告事項 | 対応結果(具体的に記入) | その他 |
|--------------|--------------|-----|
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |
|              |              |     |

## 備考

- 1 勧告事項ごとに、改善結果が確認できる資料を添付すること。
- 2 その他の欄には、勧告のとおり改善した場合は添付資料の番号を記載し、改善ができなかった場合はその理由を詳しく記入すること。

様

# 水戸市長

### 業務管理体制の整備について(命令)

介護保険法第 115 条の 34 第1項の規定に基づき, 年 月 日付け 第号で勧告したところ,正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので,同条第3項の規定により,下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

- 1 対象事業者名
- 2 命令事項
- 3 改善期限 年 月 日()
- 4 改善報告書の提出
  - (1) 別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。
  - (2) 提出期限 年 月 日()

問い合わせ先

水戸市福祉部介護保険課管理係

電話:029-244-1111(内線:)

### 審査請求

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3か月以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。

### 取消訴訟

この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に水戸市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

水戸市長 様

# 事業者 名 称 代表者名

# 命令事項改善報告書

年 月 日付け 第 号により命令のあった事項について、水戸市介護サ ービス事業者業務管理体制確認検査要項第8条第2号の規定により次のとおり報告します。

| 命令事項    | 改善結果(具体的に記入) | その他      |
|---------|--------------|----------|
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
|         |              |          |
| (II) In |              | <u>l</u> |

# 備考

- 1 命令事項ごとに、対応結果が確認できる資料を添付すること。
- 2 その他の欄には、命令のとおり改善した場合は添付資料の番号を記載し、改善できなかった場合はその理由を詳しく記入すること。